

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の考え方の公表及び市民意見募集について

千葉市では、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の考え方を作成し、これを公表しますので、お知らせします。

また、この考え方に関して、市民意見を募集しますので、併せてお知らせします。

1 考え方の概要

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」は、すべての市民が個人として尊重される社会の実現のため、互いを人生のパートナーとする2者の宣誓の取扱いに関して、必要な事項を定めるものです。

(1) 内容

ア 宣誓事項

- (ア) 2者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること
- (イ) 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること

イ 対象者

- (ア) 成年であること
- (イ) 市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）
- (ウ) 配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- (エ) 近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

(2) 特徴

- ア パートナーはLGBT(性的少数者)に限定しない。
- イ 市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱う。
- ウ 市は、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者へ周知啓発する。

2 考え方の公表

(1) 公表日

平成30年9月1日（土）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】

<https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/partnership.html>

イ 市内施設での閲覧

男女共同参画課（市役所本庁舎8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、各図書館、男女共同参画センターでの閲覧

3 市民意見の募集

(1) 期間

平成30年9月1日(土)～10月1日(月) 必着

(2) 提出方法

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)の考え方に対する意見」と書き、氏名または団体名(ふりがな)、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。(口頭や電話での意見は受け付けません。)

ア 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所男女共同参画課
イ F A X 043-245-5539
ウ 電子メール danjo.CIL@city.chiba.lg.jp
エ 持 参 男女共同参画課(市役所本庁舎8階)、各区役所地域振興課、男女共同参画センター

(3) 市民への周知

ア 市政だより

平成30年9月号に記載

イ 市ホームページ

平成30年9月1日(土)に公表

4 意見等の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成30年11月に市ホームページで公表する予定です。(※住所、氏名などの個人情報公表しません。)

5 今後のスケジュール

平成31年4月 要綱施行予定

6 添付資料

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(仮称)」の考え方

《参 考》

「LGBT」とは

以下4つの頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

- ・レズビアン(Lesbian)
同性を好きになる女性
- ・ゲイ(Gay)
同性を好きになる男性
- ・バイセクシュアル(Bisexual)
同性も異性も好きになる人
- ・トランスジェンダー(Transgender)
性同一性障害などこころと身体の性が一致しない人等